

# 香川県ドクターヘリ運航要領

## 1 目的

この要領は、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」(平成19年6月27日法律第103号)及び「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日付け医政発692号厚生省医政局長通知)に基づき、香川県が関係機関との連携により実施するドクターヘリ運航事業を安全かつ円滑に推進するために必要な事項を定める。

## 2 定義

### (1) ドクターヘリ

救急医療用ヘリコプター(以下、「ドクターヘリ」という。)とは、救急医療に必要な機器及び医薬品を装備し、救急医療に従事している医師及び看護師等が同乗して、救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、傷病者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことをいう。

### (2) 基地病院

基地病院とは、救命救急センターであり、ドクターヘリの出動基地である国立大学法人香川大学医学部附属病院(所在地:香川県木田郡三木町大字池戸1750-1)及び香川県立中央病院(所在地:香川県高松市朝日町一丁目2番1号)をいう。

### (3) 出動区分

ドクターヘリは交通事故等の救急現場へ出動し、救急現場から治療を開始するとともに、救急搬送時間の短縮を図ることを主目的とし、これを救急現場出動という。

ただし、救急現場出動を妨げない場合は、医療機関に搬入され初期治療が行われている傷病者を他の医療機関へ搬送するための出動及び既に入院している傷病者を他の医療機関に転院させるための出動を行うことができるものとし、これを施設間搬送という。

## 3 医療機関及び行政機関等との協力関係の確保

基地病院、消防機関、医療機関、警察、香川県・市町、その他ドクターヘリの運航に関係する機関は、傷病者の救命救急を最優先し、互助互恵の精神から、ドクターヘリが安全かつ円滑に運航できるよう、相互協力に努めるものとする。

## 4 運航体制

### (1) 運航日の分担

原則として、国立大学法人香川大学医学部附属病院と香川県立中央病院とが、1週間(月曜日から日曜日まで)ごとに、それぞれ担当するものとする。

## (2) 運航日の変更

基地病院が運航担当日を変更しようとするときは、予め香川県の承認を得た上で前々日の17時までに関係機関あて連絡するものとする。

## 5 搭乗人員

搭乗人員は最大7名とし、次の者が搭乗するものとする。

ただし、予備機等の使用等により運航機種の変更があった場合は、機長（操縦士）の指示に従うものとする。

運航スタッフ：操縦士1名、整備士1名

医療スタッフ：医師1名以上、看護師1名以上

搬送人員：最大2名まで

家族等の付添：家族等の付添については、原則として認めない。ただし、搭乗医師が必要と判断し、機長の同意を得た場合は、1名に限り同乗させることができる。

## 6 運航時間及び運航範囲等

### (1) 運航時間

原則として、午前8時30分から午後5時30分までとし、午後5時30分前までに日没する場合は、運航終了時間（基地病院又は高松空港への帰着）を日没までとする。

ただし、傷病者の重症度や当日の日没時刻等を考慮して、状況に応じた対応ができるものとする。

### (2) 運航範囲

原則として香川県全域とする。

ただし、ドクターヘリによる搬送が医療上有効と認められる場合及び災害時はこれにかかわらず、その他の地域へも出動できる。

### (3) 運航条件

昼間有視界飛行とし、機長が気象条件等を勘案し安全に飛行可能と判断した場合に限る。途中天候不良となった場合には、機長の判断で飛行を中止又は変更することができる。

この場合、基地病院のドクターヘリ運航管理室（以下「運航管理室」という。）から、速やかに要請者に連絡するとともに、傷病者を搬送中の場合にあつては、他の医療機関への搬送等必要な対応をするものとする。

## 7 救急現場への運航

### (1) 要請

① 要請者

救急現場への出動要請は、別表1に定める消防機関及び消防非常備の町（以下、「消防機関等」という。）が行う。

② 要請判定基準

消防機関等が119番通報受信時又は救急隊員が救急現場に到着した時点で、別紙1の「香川県ドクターヘリ出動要請基準」に基づき医師による早期治療を要すると判断した場合に、ドクターヘリの出動を要請できるものとする。

③ 要請の連絡方法

消防機関等は、基地病院の運航管理室に設置されている「ドクターヘリ要請ホットライン」へ、ドクターヘリの出動要請と併せて、ドクターヘリの離着陸場所（以下「離着陸場所」という。）や傷病者の容体等を連絡するものとする。

その際、消防機関等は、必要に応じてドクターヘリの出動を要請した旨と離着陸場所を警察に通報する。

また、消防機関等は、現場到着後に傷病者の緊急度及び重症度、現場の気象状況などをドクターヘリに連絡するものとする。

④ 要請のキャンセル

消防機関等が救急現場へ到着後に傷病者の詳細な状況が判明し、要請基準に合致しない場合等で医師の現場派遣を必要としない場合や、救命の可能性がないと判断した場合等には、要請をキャンセルできるものとし、速やかにドクターヘリ要請ホットラインへ連絡するものとする。

(2) 出動

① ドクターヘリの出動

運航管理室は、消防機関等から出動要請を受けた後、現場の気象状況等を確認した上、直ちにドクターヘリを出動できるよう、操縦士、整備士、搭乗医師及び搭乗看護師に連絡し、概ね5分以内には、ドクターヘリが離陸するよう努めるものとする。

② 出動不能の場合の対応

運航管理室は、出動要請を受けた時点でドクターヘリが出動中又は気象条件等により出動できない場合、要請者にその旨を伝えるとともに、状況に応じて香川県防災ヘリ等他のヘリコプターと調整を行い、その結果を要請者に伝えるものとする。

③ 離着陸場所の安全確保等

ア 離着陸場所の決定及び連絡

(ア) 消防機関等は、「ドクターヘリ離着陸場所一覧」の中から最も適切な離着陸場所を選定して、当該離着陸場所の管理者の許可をとり、現場救急隊及び運航管理室へ必要な情報を連絡する。併せて、当該管理者へドクターヘリ到

着予定時刻を連絡し、安全確保の協力を得る。

(イ) 消防機関等が、現場からより近いなどの理由により管轄外の離着陸場所を選定し、搬送を行う場合には、当該離着陸場所の所在地を管轄する消防機関に対しその旨を連絡する。

(ウ) 消防機関等は、傷病者が所在する場所の近傍に離着陸に適すると判断できる場所があり、「ドクターヘリ離着陸場所一覧」の離着陸場所を使用するよりも医療スタッフと傷病者の接触に有利であると判断した場合には、「現場直近」として、「ドクターヘリ離着陸場所一覧」以外の離着陸場所での着陸を運航管理室又はドクターヘリに申し出ることができる。

(エ) (ウ) に基づく申し出による現場直近又はその他の緊急現場において離着陸する場合は、運航会社の運航規程に基づき、ドクターヘリの機長の判断で離着陸することができる。

#### イ 離着陸場所の安全確保

離着陸場所の安全確保は、消防機関等が当該離着陸場所の管理者（以下「当該離着陸場所管理者」という。）及び必要に応じて警察の協力を得て行う。なお、消防機関等は、離着陸に際して、砂埃の飛散等に十分配慮する。

また、ドクターヘリを要請した消防機関等は、離着陸場所が管轄外の場合は、当該離着陸場所の所在地を管轄する消防機関に対しその旨を連絡し、当該連絡を受けた消防機関は、必要に応じて安全確保等の協力を行う。

### (3) 傷病者の搬送

#### ① 搬送先医療機関

搬送先医療機関は、別表2に定める医療機関とする。

なお、緊急の場合は、搭乗医師の判断により当該医療機関以外の医療機関に搬送することができる。

#### ② 搬送先医療機関の決定

##### ア 決定の方法

搭乗医師が、別表2に定める医療機関の中から、傷病者の容体及び傷病者又は家族・付添者の希望等を考慮の上、適切な医療機関を搬送先医療機関として決定する。

##### イ 別表2に定めのない医療機関への搬送決定基準

別表2に定めのない医療機関を搬送先医療機関として決定するにあたっては、ドクターヘリの離着陸に伴う離着陸場所の安全確保が確実に実施されるとともに、当該医療機関への搬送収容が迅速に行われ、救命救急の効果が適切に発揮される医療機関へ搬送することを原則とする。

#### ③ 搬送先医療機関への連絡

搭乗医師は、搬送先医療機関を決定後、直ちに当該搬送先医療機関に対して、

傷病者の収容や離着陸場所の安全措置等について協力要請する。併せて、機長は、搬送先医療機関を運航管理室へ連絡する。運航管理室は、必要に応じ搬送先医療機関に到着予定時刻を連絡する。

- ④ 搬送先医療機関の所在地を管轄する消防機関等への連絡（基地病院へ傷病者を収容する場合、又は敷地内に離着陸場所を有する医療機関が対応可能な場合を除く。以下⑤⑥同じ。）

要請者は、搬送先医療機関の所在地を管轄する消防機関等に対して、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容のための協力を要請する。

- ⑤ 搬送先医療機関の離着陸場所管理者への連絡

離着陸場所の管理者等への連絡は、原則として搬送先医療機関の所在地を管轄する消防機関等が行う。

- ⑥ 安全確保及び迅速な搬送収容

搬送先医療機関の所在地を管轄する消防機関等は、当該離着陸場所管理者、搬送先医療機関関係者の協力を得て、離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容を行うものとする。

- ⑦ 搬送先医療機関が施設内に離着陸場所を有する場合の安全確保

搬送先医療機関が施設内に離着陸場所を有する場合は、当該離着陸場所管理者が、当該離着陸場所の安全が確保されていることを確認しなければならない。

## 8 施設間搬送の運航

施設間搬送については、搬送元医療機関が基地病院及び搬送先医療機関と事前に調整を行うことを原則として運航する。

### (1) 要請

- ① 要請者

ドクターヘリの出動要請は、原則として、管轄区域内の搬送元医療機関から連絡を受けた消防機関等が行うものとする。

当該医療機関が施設内に所有する離着陸場所を使用する場合も同様とする。

- ② 要請判定基準

傷病者の生命の危機又は機能的予後に影響する緊急処置が必要である等の理由から、ドクターヘリによる搬送が必要であると搬送元医療機関の医師が判断した場合に出動を要請できるものとする。

- ③ 要請の連絡方法

消防機関等は、「ドクターヘリ要請ホットライン」を活用し、ドクターヘリの出動要請と併せて、ドクターヘリの離着陸場所を運航管理室に連絡する。

- ④ 要請のキャンセル

要請者は、要請後に傷病者の容体により、搬送が困難と判断された場合には、

要請をキャンセルすることができるものとする。

## (2) 出動

### ① 傷病者の状況確認

基地病院は、搬送元医療機関の医師に対して傷病者の状況を確認し、ドクターヘリによる病院転送が適切と思われる症例の場合に出動させるものとする。

なお、基地病院の医師の判断により、状況によっては搬送元医療機関の医師をドクターヘリに同乗させることができる。

### ② 搬送元医療機関の離着陸場所の安全確保（敷地内に離着陸場所を有する医療機関が対応可能な場合を除く）

#### ア 搬送元医療機関の離着陸場所の決定及び連絡

搬送元医療機関は、予め当該地域を管轄する消防機関等に対し、次の協力を要請するものとする。

(ア) 離着陸場所の決定及び当該離着陸場所管理者への使用許可取得

(イ) ドクターヘリの出動要請と離着陸場所の連絡

(ウ) 当該離着陸場所管理者へのドクターヘリ到着予定時刻の連絡

(エ) 安全確保（当該離着陸場所管理者への協力要請を含む）

#### イ 搬送元医療機関の離着陸場所の安全確保

搬送元医療機関の離着陸場所の安全確保は、管轄する消防機関等が当該離着陸場所管理者の協力を得て行うものとする。また、当該消防機関等は離着陸に際して、砂埃の飛散等に十分配慮するものとする。

#### ウ 機長判断による離着陸

運航会社の運航規程に基づき、離着陸場所の最終的な安全が確認できる場合には、ドクターヘリ機長の判断で離着陸することができる。

## (3) 傷病者の搬送

### ① 搬送先医療機関の決定

#### ア 決定の方法

搬送元医療機関が、別表2に定める医療機関の中から、適切な医療機関を搬送先医療機関として決定する。

#### イ 別表2に定めのない医療機関への搬送決定基準

7-(3)-②-イに準ずる。

### ② 搬送先医療機関への連絡

搬送元医療機関は、搬送先医療機関に対して、傷病者の収容や離着陸場所の安全措置等について連絡要請する。併せて、搬送先医療機関を運航管理室及び消防機関等へ連絡する。

### ③ 搬送先医療機関の所在地を管轄する消防機関等への連絡（基地病院へ傷病者を収容する場合、又は敷地内に離着陸場所を有する医療機関が対応可能な場合を除

く。以下④⑤同じ。)

搬送元医療機関の所在地を管轄する消防機関等は、搬送先医療機関の所在地を管轄する消防機関等に対して、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容のための協力を要請する。

- ④ 搬送先医療機関の離着陸場所管理者への連絡  
7 - (3) - ⑤に準ずる。
- ⑤ 安全確保及び迅速な搬送収容  
7 - (3) - ⑥に準ずる。
- ⑥ 搬送先医療機関が施設内に離着陸場所を有する場合の安全確保  
7 - (3) - ⑦に準ずる。

## 9 防災ヘリ等との連携

防災ヘリ等の救助隊等による救出・救助が必要な場合で、防災ヘリ等又は救急自動車により医療機関へ搬送するよりも、直近離着陸場所においてドクターヘリに医療救護活動を引き継ぐ方が、救命等の観点から効果的であると、消防機関等が判断する場合は、ドクターヘリの出動を併せて要請するものとする。

また、ドクターヘリと防災ヘリは、災害時等複数の傷病者が発生した場合には、相互に協力し合うものとする。

## 10 災害時の運用

### (1) 香川県内での災害の場合

香川県内において、災害等の発生又はその恐れがあり、香川県災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）が設置された場合等のドクターヘリの運用は次のとおりとする。

#### ① 出動の協議

災害対策本部が設置された場合、又は災害対策本部が設置されていない場合においても災害発生が認められる場合は、香川県から両基地病院へドクターヘリの災害現場への出動について協議を行う。

#### ② 災害現場への出動

ア 香川県は、被災地の市町又は消防機関から出動要請があった場合、その内容を迅速に検討の上、出動を決定した場合には運航担当日の基地病院にその旨を指示する。また、局所災害等により多数傷病者が発生し、直接、運航担当日の基地病院に被災地の市町又は消防機関から出動要請があった場合には、当該基地病院は、被災地消防機関等との緊密な連携の下、ドクターヘリを出動させる。

イ 被災地からの要請がない場合でも、各種情報からドクターヘリの出動が必要であると運航担当日の基地病院が判断した場合は、被災地消防機関等と緊密な

連携の下、ドクターヘリを出動させる。

ウ 災害派遣・出動時は運航担当日の基地病院から香川県及びもう一方の基地病院へその旨を連絡するとともに、各消防機関等にドクターヘリの運航が一時停止することを連絡する。

### ③ 被災地での活動

ドクターヘリは、救急医療活動のほか、災害派遣医療チーム（以下、「DMAT」という。）の活動のために使用することができる。

## (2) 他都道府県での災害の場合

他都道府県における災害時のドクターヘリの運航については、次のとおりとする。

### ① 災害時運航の手続き

ア 各基地病院の長は、次のいずれかに該当する場合には、ドクターヘリを被災地域において運航することを検討するものとする。

(ア) 香川県又は独立行政法人国立病院機構本部 DMAT 事務局（以下、「DMAT 事務局」という。）からドクターヘリの派遣要請を受けたとき

(イ) 各基地病院の長が被災地域における運航が必要と判断したとき

イ アの規定により、いずれか、又は両基地病院が派遣要請を受けた、若しくは運航が必要と判断した場合、ドクターヘリの運航状況等を勘案し、香川県及び両基地病院の三者による協議の上、ドクターヘリの運航及び派遣元の基地病院を決定するものとする。

ウ 派遣元の基地病院の長は、イの規定に基づき、ドクターヘリの運航を決定した場合には、速やかに香川県を通じ、DMAT 事務局に報告するとともに、各消防機関等にドクターヘリの運航が一時停止することを連絡する。

エ 香川県又は派遣元の基地病院の長は、被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、運航会社と協議の上、運航会社の操縦士、整備士及び運航管理担当者等を被災地域に派遣することができる。

### ② 災害時の指揮

ア ドクターヘリを①-イの規定に基づき派遣した場合は、ドクターヘリは、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、関係機関と連携を図りながら活動するものとする。ただし、香川県の指示があった場合には、被災した都道府県の災害対策本部等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。

イ アの場合において、被災地における DMAT の活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターヘリは、DMAT と一体となって活動領域を拡大できるものとする。この場合、ドクターヘリの搭乗者は、派遣元の基地病院の長に報告し、当該基地病院の長は、香川県を通じ、他の関係都道府県、DMAT 事務局等にその旨を報告するものとする。

### ③ 災害時の任務

ア ドクターヘリの災害時の任務は、上記7から9に定めるもののほか、次のとおりとする。

(ア) 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動

(イ) 傷病者の後方病院への搬送

(ウ) その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、運航会社が実施可能と判断したもの。

④ 搭乗する医師及び看護師

基地病院の長は、災害時の運航として出動する場合には、平時からドクターヘリに搭乗している医師又は看護師であって、DMAT 隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。

(3) 災害時の運用の原則

災害が発生した場合、香川県は、「香川県地域防災計画」及び「香川県医療救護計画」等の定めるところにより、ドクターヘリによる救護班の派遣や傷病者の搬送などの医療救護活動を実施することとする。その際、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等防災関係機関と調整し、相互に連携を図りつつ、ドクターヘリを運用する。

## 1 1 ドクターヘリ運航調整委員会の設置

関係者の連携により、ドクターヘリを円滑で効果的に運航するため、香川県の定めるところにより、香川県ドクターヘリ運航調整委員会を設置する。

## 1 2 基地病院の体制確保

(1) 体制づくり

基地病院は、ドクターヘリを円滑かつ安全に運航するため、必要に応じて訓練、離着陸場所の確認、運航に必要な資料収集に努める。

(2) 検証結果

基地病院は、消防機関等・医療機関等関係機関の協力を得て、必要な資料収集、出動事例の分析等に基づき運航実績を検証し、ドクターヘリ事業の評価を行い、常に事業の改善・充実に努めるものとする。

(3) 空床の確保

基地病院は、ドクターヘリで収容される傷病者に対応できる空床数を確保しておくものとする。

(4) 搭載医療機器等

香川県及び基地病院は、ドクターヘリに、救急蘇生に必要な医療機器等を搭載する。

### 1.3 運航上の安全に関する判断

運航上の安全に関する判断は、運航会社又はドクターヘリの機長が行う。なお、ドクターヘリに搭乗する医療スタッフ及び基地病院において搬送調整を行う医師等は、運航において安全を第一に考え、その判断を妨げてはならない。

### 1.4 訓練等

ドクターヘリを安全かつ円滑に運航するため、香川県及び基地病院並びに運航会社は、消防機関等及び警察、医療機関及び医師会、その他の関係機関と相互に密接に連携・協力して、出動要請・情報伝達・救急搬送等運航訓練や災害時出動に関する訓練を実施する。

また、ドクターヘリの運航に関わる医師、看護師、操縦士、整備士、運航管理担当者等は、知識・技能の向上に努めるものとする。

### 1.5 地域の連携・協力体制づくり

香川県、基地病院及び運航会社は、ドクターヘリを安全かつ円滑に運航し、効果的に運用するため、ドクターヘリの運航について周知、普及啓発に努め、ドクターヘリ運航に係る機関や住民の理解と協力を得て、地域の連携及び協力体制の整備に努めるものとする。

### 1.6 搬送先医療機関の安全確保

搬送先医療機関は、離着陸場所の安全確保や迅速な傷病者の収容等について、平常時から、医療機関内における体制の確立等に努めるものとする。また、離着陸場所の設置形態や傷病者の収容方法などの状況に応じ、消防機関等や学校、公園管理者などの関係者に理解と協力を求め、ドクターヘリの離着陸に係る安全確保や迅速な傷病者の収容等、ドクターヘリが安全で円滑に機能を発揮できるよう努めるものとする。

### 1.7 ドクターヘリの運航時に生じた問題の対処

ドクターヘリ運航時に生じた問題への対処は、香川県、基地病院及び運航会社が対応するものとする。

なお、問題の解決にあたっては、香川県、基地病院及び運航会社は協力して誠意を持って、迅速に対応するものとする。

### 1.8 ドクターヘリ運航時に発生した事故等の補償

ドクターヘリの運航時に発生した事故等については、被害を被った第三者等に対して、香川県、基地病院及び運航会社は協力してその補償を行うものとする。

#### (1) 医療紛争

ドクターヘリの運航上の医療行為で生じた紛争等については、基地病院が対応するものとする。

## (2) 航空機事故

運航会社がドクターヘリの運航時に生じさせた事故等により、第三者及び乗客等に損害を生じさせた場合は、香川県と締結した委託契約書に基づき、誠実に当該損害を賠償しなければならない。

## 19 搬送費用等

ドクターヘリ搬送自体の費用については、傷病者の負担はないものとする。

なお、基地病院は救急の現場等での治療に伴う医療費を、医療保険制度に基づき、傷病者本人又は家族に請求するものとする。

## 20 その他

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年10月2日法律第114号）の感染症類型に基づく、一類感染症、一類感染症の疑似症、一類感染症の無症状病原体保有、二類感染症、二類感染症の疑似症の一部、新感染症、指定感染症の一部の疾患に該当すると診断されたものは、原則、ドクターヘリの搬送適用外とする。

ただし、香川県、基地病院及び運航会社が、搭乗者の安全の確保等、必要な事項について協議した上で、医学的必要性があると判断した場合は、この限りではない。

## 附則

この要領は、令和4年2月17日から施行し、別途定める運航開始日より適用するものとする。

【別表 1】

消防機関等一覧

|    | 消防（局）本部           | 行政区域        | 所在地                     |
|----|-------------------|-------------|-------------------------|
| 1  | 高松市消防局            | 高松市、三木町、綾川町 | 高松市番町一丁目 8 番 15 号       |
| 2  | 丸亀市消防本部           | 丸亀市         | 丸亀市大手町二丁目 1 - 3 7       |
| 3  | 坂出市消防本部           | 坂出市、宇多津町    | 坂出市久米町一丁目 1 7 - 2 3     |
| 4  | 善通寺市消防本部          | 善通寺市        | 善通寺市文京町四丁目 1 番 3 号      |
| 5  | 多度津町消防本部          | 多度津町        | 仲多度郡多度津町大字青木 9 5 1 番地 8 |
| 6  | 三観広域行政組合<br>消防本部  | 観音寺市、三豊市    | 観音寺市坂本町一丁目 1 - 7        |
| 7  | 大川広域消防本部          | さぬき市、東かがわ市  | 東かがわ市土居 8 2 - 1         |
| 8  | 小豆地区消防本部          | 土庄町、小豆島町    | 小豆郡土庄町甲 5 5 7 - 1 0     |
| 9  | 仲多度南部消防組合<br>消防本部 | 琴平町、まんのう町   | 仲多度郡琴平町五条 3 1 3         |
| 10 | 直島町               | 消防非常備       | 香川郡直島町 1122-1           |

【別表 2】

搬送先医療機関一覧

|    | 医療機関名                                | 所在地                     | ヘリポートの状況     |                    |
|----|--------------------------------------|-------------------------|--------------|--------------------|
|    |                                      |                         | 場所           | 搬送方法               |
| 1  | 国立大学法人香川大学<br>医学部附属病院                | 木田郡三木町大字<br>池戸 1750-1   | 敷地内<br>ヘリポート | 院内<br>ストレッチャー      |
| 2  | 香川県立中央病院                             | 高松市朝日町一丁<br>目 2 番 1 号   | 屋上<br>ヘリポート  | 院内<br>ストレッチャー      |
| 3  | さぬき市民病院                              | さぬき市寒川町石<br>田東甲 387-1   | 敷地内<br>ヘリポート | 病院救急車及び<br>ストレッチャー |
| 4  | 小豆島中央病院                              | 小豆郡小豆島町<br>池田 2060 番地 1 | 敷地外<br>ヘリポート | 救急車及び<br>ストレッチャー   |
| 5  | 高松市立みんなの病院                           | 高松市仏生山町<br>甲 847 番地 1   | 屋上<br>ヘリポート  | 院内<br>ストレッチャー      |
| 6  | 高松赤十字病院                              | 高松市番町 4 丁目<br>1-3       | 屋上<br>ヘリポート  | 院内<br>ストレッチャー      |
| 7  | 社会医療法人財団大樹会<br>総合病院回生病院              | 坂出市室町 3 丁目<br>5-28      | 屋上<br>ヘリポート  | 院内<br>ストレッチャー      |
| 8  | 独立行政法人労働者健康安<br>全機構 香川労災病院           | 丸亀市城東町<br>3 丁目 3-1      | 敷地外<br>ヘリポート | 救急車及び<br>ストレッチャー   |
| 9  | 独立行政法人国立病院機構<br>四国こどもとおとなの医療<br>センター | 善通寺市仙遊町<br>2 丁目 1-1     | 敷地内<br>ヘリポート | 病院救急車及び<br>ストレッチャー |
| 10 | 三豊総合病院                               | 観音寺市豊浜町<br>姫浜 708       | 敷地外<br>ヘリポート | 救急車及び<br>ストレッチャー   |

## 【別紙 1】

### 香川県ドクターヘリ出動要請基準

消防機関等は、次のいずれかの項目に該当する場合にドクターヘリの出動を要請することとし、別紙2「症例等一覧」及び別紙3「香川県ドクターヘリ出動要請基準 Key-Word 方式」に基づき判断する。

- ① 生命の危機が切迫しているか、その可能性がある患者であって、ドクターヘリを使用することで、医師による治療開始までの時間短縮が期待できる場合。
- ② 重症患者又は特殊救急疾患（重症熱傷、多発外傷、四肢切断等）の患者であって、長時間搬送が予想される場合。
- ③ 救急現場において、医師による診断・治療を必要とする場合。
- ④ ①から③に該当しない場合であっても、状態が悪く、不安定な急性期患者であって、救急自動車又は船舶による搬送では危険と考えられる場合等で、ドクターヘリにより搬送先医療機関へ短時間で搬送することが必要と判断される場合

なお、本要請基準による消防機関等の出動要請については、出動後、患者の状態が改善され、ドクターヘリが帰投する場合があっても、要請した消防機関等に対し何ら責任を求めるものではない（オーバートリアージの容認）。

## 【別紙 2】

### 症例等一覧

「消防庁救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン」「緊急度判定プロトコル ver. 3 (救急現場)」(消防庁)を参考に、次のとおりドクターヘリの出動対象の例を示す。

なお、消防機関等は、出動要請基準に該当すると判断した場合には、症例等一覧の例にかかわらず、ドクターヘリを要請できる。

#### 1 自動車事故

- (1) 自動車からの放出
- (2) 同乗者の死亡
- (3) 自動車の横転
- (4) 自動車の高度な損傷を認める車両事故 (自動車が概ね 50 cm 以上つぶれている、客室が概ね 30 cm 以上つぶれている)
- (5) 歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又は引き倒された事故

#### 2 オートバイ事故

- (1) 時速 30km 程度以上で衝突した事故
- (2) ライダーがオートバイから放り出された事故

#### 3 転落事故

- (1) 3 階以上の高さからの転落
- (2) 山間部での滑落

#### 4 窒息事故

#### 5 溺水

#### 6 生き埋め

#### 7 列車衝突事故

#### 8 航空機墜落事故

#### 9 船舶事故 (火災、転覆、沈没等)

#### 10 爆発事故

#### 11 傷害事件 (撃たれた事件、刺された事件、殴られて意識がない)

#### 12 重症が疑われる中毒事故 (急性薬物中毒、一酸化炭素中毒)

#### 13 落雷

#### 14 バイタルサイン

- (1) 目を開けさせる (覚醒させる) ために大声で呼びかけつつ、痛み刺激 (つねる) を与えることを繰り返す必要がある (ジャパンコーマスケールで 30 以上)
- (2) 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がない状態

- (3) 呼吸が弱くて止まりそうな状態、速く、浅い呼吸をしている状態、呼吸停止
- (4) 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなっている状態
- (5) 目撃のある CPA、停止後心拍再開したもの
- (6) 病院搬送までに気道、呼吸（低酸素）、循環が保たれず、心停止の危険があり、気管挿管、輸液、薬剤投与が必要と判断する場合  
    (例) 喘息重積発作、急性心不全、急性心筋梗塞、消化管出血（吐下血）など出血性ショック

## 15 外傷

- (1) 頭部、頸部、躯幹又は、肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- (2) 2カ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む）の切断
- (3) 麻痺を伴う肢の外傷
- (4) 広範囲の熱傷（体のおおむね 1/3 を超えるやけど、気道熱傷）
- (5) 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
- (6) 意識障害を伴う外傷

## 16 疾病

- (1) けいれん発作
- (2) 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる）
- (3) 新たな四肢麻痺の出現
- (4) 強い痛みの訴え

## 17 その他

- (1) 毒蛇と思われる地蛇による咬傷
- (2) 毒虫、クラゲ等による刺傷によるショック状態等
- (3) 減圧症（潜水病・高山病等の圧力の急激な変化によっておこる疾病）による加圧治療が必要な者
- (4) 緊急手術を要する可能性のある疾患（急性腹症、頭蓋内疾患など）
- (5) 救助に時間を要する事案（概ね現場滞在時間 20 分を超えるものを目安とする）

## 18 施設間搬送の運航の場合

患者の生命の危機又は機能的予後に影響する緊急処置が必要である等の理由から、ドクターヘリによる搬送が必要であると搬送元医療機関の医師が判断した場合

## 【別紙3】

### 香川県ドクターヘリ出動要請基準 Key-Word 方式

消防機関等が 119 番通報受信時、その覚知内容に次のキーワードが含まれている場合、Key-Word 方式（同時要請）にてドクターヘリを要請できるものとする。ただし、次のキーワードが覚知内容に含まれていない場合でも、覚知内容から、生命の危険が切迫している等、出動要請基準に該当すると判断した場合は、ドクターヘリの要請を行うことができる。

#### 1 外傷

- (1) 自動車事故
  - ・閉じ込められている
  - ・横転している
  - ・車外放出された
  - ・車体が大きく変形している
  - ・歩行者・自転車が自動車にはねとばされた
- (2) オートバイ事故
  - ・法定速度以上で（かなりのスピードで）衝突した
  - ・運転者がオートバイから放り出された
- (3) 転落・墜落
  - ・高所（概ね3階以上）から落ちた
  - ・山間部での滑落
- (4) 窒息事故
  - ・溺れている
  - ・窒息している
  - ・生き埋めになっている
- (5) 各種事故
  - ・列車
  - ・バス
  - ・航空機
  - ・船舶
  - ・爆発
  - ・落雷
  - ・体幹部が挟まれた
  - ・機械器具に巻き込まれた
- (6) 傷害事故
  - ・撃たれた
  - ・刺された
  - ・殴られて意識が悪い

#### 2 呼吸循環不全

- ・40歳以上の胸痛又は背部痛（胸背部に関する痛み全て）
- ・呼吸困難
- ・息苦しい
- ・息ができない

#### 3 脳卒中

- ・突然の激しい頭痛
- ・急に呂律が回らなくなった
- ・急に言葉が出なくなった
- ・急に言葉が聞き取りづらくなった
- ・（大人で）急によだれが出始めた
- ・急に手、足が不自由になった
- ・急に倒れて意識がない

#### 4 心停止・呼吸停止\*

- ・人が倒れている
- ・人が突然倒れた
- ・呼びかけても反応がない
- ・意識がない
- ・呼吸していない
- ・呼吸が変だ
- ・脈がふれない
- ・様子がおかしい
- ・痙攣している
- ・手足が急に動かなくなった

※ただし、目撃なしの心停止・呼吸停止であって、消防機関等が、周囲の状況等から香川県ドクターヘリ出動要請基準に該当しないと判断する場合は、上記キーワードが覚知内容に含まれている場合であっても、ドクターヘリの搬送適用外とする。